千葉市水環境の保全に関する委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における水循環の健全性を確保するため、水環境保全計画の推進に係る 必要な事項について検討協議することを目的に、千葉市水環境の保全に関する委員 会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 水環境保全計画の推進に関すること。
 - (2) その他、水環境の保全に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
 - 2 委員長は、千葉市環境局長をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を主宰する。
 - 4 副委員長は、千葉市環境局環境保全部長をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 委員会の会議運営を円滑に進めるために、委員会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は千葉市環境局環境保全部環境保全課自然保護対策室長の職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表第2に掲げる課等から幹事長が指名する。
 - 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事会を主宰する。
 - 6 幹事長は、幹事会で検討した結果について、委員会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を千葉市環境局環境保全部環境保全課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年7月12日から施行する。
- 2 千葉市水環境保全計画に関する委員会設置要綱(平成10年9月1日)は廃止する。 附 則
- 1 この要綱は、平成18年8月28日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成19年7月10日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成21年7月27日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。 附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年7月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

別表第1

委 員

機	関		職	名
千	葉	県	環境生活部	水質保全課長
			県土整備部	河川環境課長
			県土整備部	河川整備課長
			県土整備部	千葉土木事務所長
			県土整備部	港湾課長
			県土整備部	下水道課長
	葉	市	環境局	資源循環部長
			経済農政局	農政部長
千			都市局	公園緑地部長
			建設局	土木部長
			建設局	道路部長
			建設局	下水道企画部長
			建設局	下水道施設部長
			水道局長	

別表第2

幹事会

軒 手 					
機関				課等	等
			環境生活部		水質保全課
千		県	農林水産部		畜産課
	葉				千葉農業事務所
			県土整備部		河川環境課
					河川整備課
					港湾課
					下水道課
					千葉土木事務所
千	葉	-	総務局	危機管理部	防災対策課
			環境局	環境保全部	環境規制課
				資源循環部	収集業務課
					産業廃棄物指導課
			経済農政局	農政部	農政課
		-			農地活用推進課
					農業経営支援課
					農業生産振興課
		市	都市局	公園緑地部	緑政課
					公園管理課
					中央·美浜公園緑地事務所
					公園建設課
			建設局	土木部	土木保全課
				道路部	道路建設課
					街路建設課
				下水道企画部	下水道経営課
					総合治水課
					下水道営業課
				下水道施設部	下水道整備課
					雨水対策課
					下水道維持課
			水道局		水道事業事務所